

経営塾

労務講座 ②

労働者災害補償保険法
について (10)
＜特別加入制度＞

メンターネットワーク
社会保険労務士
小森谷一恵

一人でも労働者を使用する事業は、原則として労働者災害補償保険法の適用を受けることとなります。その一方、労働基準法上労働者と認められない者（例えば個人事業主や法人の代表取締役、同居の親族など）は、労働者災害補償保険法の適用を受けません。しかし、町工場の社長さんのように事業主等でも労働者と同様に労務に従事している人はたくさんいます。

このように労働者以外の者で、その業務の実情や災害の発生状況などからみて、特に労働者に準じて保護することが適当であると認められる一定の者は労働者災害補償保険に任意加入することができます。これを特別加入制度といいます。

特別加入制度

●特別加入できる者

労働者災害補償保険法に特別加入できる者は、次の三つに分類されます。

- ① 中小事業主等（第一種特別加入者）
- ② 一人親方等（第二種特別加入者）
- ③ 海外派遣者（第三種特別加入者）

① 中小事業主等 （第一種特別加入者）

下表に示した規模の事業を行う事業主を中小事業主といえます。この表に当てはまる代表者や家族従事者、法人企業の代表者以外の役員であつて労働者でない者は、第一種特別加入をすることができます。中小事業主が特別加入をするためには、その者の行う事業が中小事業に該当してい

事業の種類	常時使用労働者数
金融業・保険業・ 不動産業・小売業	五〇人以下
卸売業・サービス業	一〇〇人以下
右記以外の事業	三〇〇人以下

ることのほかに以下の要件を満たしていなければなりません。

- (1) その事業について労災保険に係る保険関係が成立していること。
- (2) 労災保険に係る労働保険事務の処理を労働保険事務組合に委託していること。
- (3) 中小事業主及びその者が行う事業に従事する者を包括して加入すること、など。

② 一人親方等 （第二種特別加入者）

下記の種類の事業を労働者を使用しないで行うことを常態とする者を「一人親方」といいます。一人親方やその事業に従事する者であつて労働者でない者は第二種特別加入をすることができます。また、「特定作業従事者」に該当する者も第二種特別加入をすることができます。ただし、加入しようとする一人親方等や特定作業従事者が、特別加入のための要件を満たした団体の構成員となつていなければならないこと

●一人親方として第2種特別加入ができる事業

- (1) 自動車を使用して行う旅客又は貨物の運送の事業
- (2) 土木、建築その他の工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊若しくは解体又はその準備の事業
- (3) 漁船による水産動植物の採捕の事業
- (4) 林業の事業
- (5) 医薬品の配置販売の事業
- (6) 再生利用の目的となる廃棄物等の収集、運搬、選別、解体等の事業

●特定作業従事者として第2種特別加入ができる事業

- (1) 特定農作業^{※1}及び指定農業機械作業^{※2}
- (2) 職場適応訓練作業等
- (3) 家内労働者及びその補助者の特定作業
- (4) 労働組合等の常勤役員の特定制業
- (5) 介護作業

※1 特定農作業とは、農業（畜産及び養蚕の事業を含む）であつて耕地面積二ヘクタール以上又は一年間における農業生産物の総販売額が三〇〇万円以上の事業場における土地の耕作若しくは開墾、植物の栽培若しくは採取又は家畜（家禽及び蜜蜂含む）、若しくは蚕の飼育の作業であつて、次のいずれかに該当するものをいいます。

- 1 動力により駆動される機械を使用する作業
- 2 高さが二メートル以上の箇所における作業
- 3 酸素欠乏危険場所における作業
- 4 農業の散布の作業
- 5 牛、馬又は豚に接触し、又は接触するおそれのある作業

※2 指定農業機械作業とは、土地の耕作若しくは開墾、植物の栽培若しくは採取の作業であつて、特定種類の機械（トラクター、自走式田植機、自走式収穫機、動力草刈機、チェーンソー等）を使用するものをいいます。

③ 海外派遣者 （第三種特別加入者）

ここでいう「海外派遣者」とは下記の者を指します。

- (1) 国際協力事業団等の開発途上地域に対する技術協力の実施の事業（有期事業を除く）を行う団体から派遣されて、開発途上地域で行われている事業に従事する者。
- (2) 日本国内で行われる事業（有期事業を除く）から派遣されて海外支店、工場、現場、現地法人、海外の提携先企業等の海外で行われる事業に従事する者。

海外派遣者が特別加入するためには、その者が上記の「海外派遣者」の要件を満たしていることに加え、派遣元事業について労災保険に係る保険関係が成立していること、などの要件が必要となります。

法人協会ニュース

■2003年度もどうぞよろしく お願いいたします。

今、桜前線が日本列島を一気に北上しています。この季節ほど南北に長い日本を感じる時期はありません。3月18日に高知で平年より5日早く開花した桜前線は、4日現在、北関東(?)を通過中であり、事務局のある東京の桜も早や散り出しています。

前号でお知らせした通り、4月1日付けで本協会の常務理事が中園良行から清野英二(せいの えいじ)に交代しました。5名の事務局とともに、引き続き会員の皆様のご支援をいただきながら、さまざまなお手伝いをさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

年度も改まり、2003年度は、農業法人の方を対象にした新しい事業も始まります。市場調査や特産品等の商品開発・加工実践、広告宣伝、異業種・地域住民等との交流、新品種・新技術の導入等を行いたいとお考えの農業法人の方を対象に支援を行う「農業法人経営能力向上実践活動」などがそれです。今後、事業の詳しい内容が固まっていきます。ご関心のある方は都道府県事務局へお問い合わせ下さい。

2003年度もどうぞよろしく
お願いいたします。

「AgriBusiness 経営塾」142号
2003年4月3日発行



発行：
社団法人 日本農業法人協会
東京都港区虎ノ門1-25-5
虎ノ門34MTビル
〒105-0001

Tel : 03-5156-0365
Fax : 03-5156-0366
E-mail : hojin@nca.or.jp
HP : http://www.hojin.or.jp/